

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成31年2月6日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800075 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800043 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年1月頃から昭和45年5月頃まで

私は、請求期間に、B地区にあったA事業所というパチンコ店において場内主任として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているが、厚生年金保険の記録では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の主張内容、C県遊技業協同組合から提出された「昭和43年度C県遊技業協同組合C県遊技場組合連合会組合員名簿」(写)及び請求者の妹の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、請求者がパチンコ店であるA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、パチンコ店は娯楽業に分類される場所、厚生年金保険法において、個人経営の娯楽業に係る事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所ではなく、請求者が主張するA事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、当該事業所が法人事業所であったことを確認することができない上、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいても、請求者が主張する所在地に、「A事業所」という名称の適用事業所があった記録は確認できない。

また、上記組合員名簿(写)から確認できるA事業所の代表者の所在は不明であり、当該代表者の長男に照会したものの、回答が得られない上、請求者が、請求期間当時の同僚として挙げている5人については、いずれも姓のみのため個人を特定できず、照会することができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。